



杉並区まちづくり基本方針

杉並区都市計画マスタープラン

(概要版)



まちづくり基本方針の目的と性格

1 まちづくり基本方針の目的

「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」（以下、「まちづくり基本方針」という。）は、杉並区の将来都市像のイメージとまちづくりの到達すべき目標を明らかにすることにより、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

2 まちづくり基本方針の性格

● 杉並区基本構想に基づく都市整備分野の総合的方針としての役割

まちづくり基本方針は、令和3年（2021年）10月に策定された区政運営の最上位方針である「杉並区基本構想」に示された杉並区の目指すべき将来像を実現するため、概ね20年後の未来を視野に入れながらも基本構想と同じ概ね10年程度のまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示するものであり、都市整備分野の総合的方針として、関連する部門の計画、個別事業の指針となるものです。

また、本方針は、区政運営の基本となる総合的な計画である「杉並区総合計画・実行計画」との整合を図り、「杉並区基本構想」の実現を目指していきます。

● 都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」としての役割

まちづくり基本方針は、都市計画法第18条の2に基づく「区市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、「都市計画マスタープラン」という。）としての役割を担います。

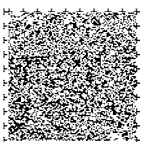
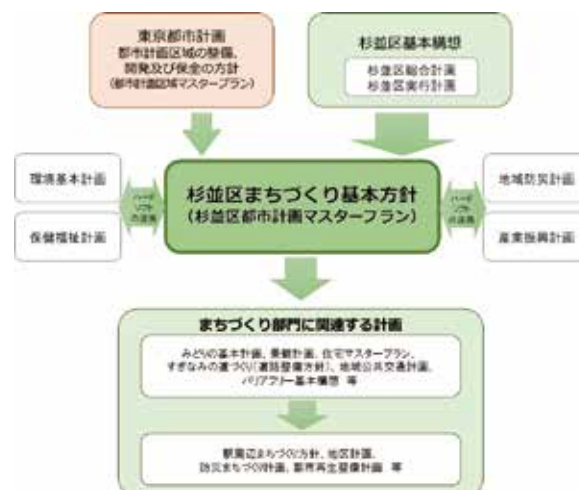
都市計画マスタープランは、広域的な都市計画の方針である「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、杉並区の地域性を重視した個性ある都市づくりの基本方針として定めるものです。

● 区、区民及び事業者の協働によるまちづくりの指針としての役割

まちづくり基本方針は、区、区民及び事業者の協働により、次の世代への遺産として、安全・安心で暮らしやすく、「杉並区基本構想」が掲げる目指すまちの姿である「みどり豊かな 住まいのみやこ」を実現していくための指針となるものです。

まちづくりの実現にあたって、区が主体性を発揮できるものについては、区が積極的にその実現を図っていくとともに、区民には、実現に向けての理解と協力を求め、事業者には、まちづくりの担い手として、積極的な地域貢献などにより、その責務を果たすよう求めています。また、区民や事業者が自らできることは、自ら実行していくものとします。

3 まちづくり基本方針の位置付け



4 基本姿勢

● 誰もが暮らしやすいまちを創る

まちづくりは、まちの主人公である区民が、「住んでいて良かった、今後も住み続けたい」と思うまちをつくるのが基本です。

そのため、区民にとって、安全・安心で、快適かつ利便性を享受でき、暮らしやすさを実感できるまちを目指します。また、高齢者・障害者への配慮とともに、子どもや若者、外国人居住者等、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことのできるまち、特に将来のまちづくりの担い手となる子どもたちが、ふるさととして実感できるまちを目指します。

● 地域特性を生かした個性的なまちを創る

杉並区のまちは、そのまちが形づくられてきた歴史的経緯やまちの伝統、立地条件などによって、地域によって特性が異なっています。その地域特性に応じた彩り豊かなまちを形成していくとともに、それらが織りなす杉並区の個性を創りあげていきます。

● 区、区民及び事業者の協働によりまちづくりを推進する

まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、区、区民及び事業者の協働により実現していくものです。このため、まちづくりに関する具体的な計画段階からその実現段階まで、区民の参画を基本とし、対話を大切にしたいまちづくりを進めます。

● 総合的な視点からまちづくりを促進する

まちづくりの計画及びその実現にあたっては、まちづくりに関わる様々な主体の英知を結集することが不可欠です。

新たなまちづくり基本方針では、総合的な視点からまちづくりに関する各施策の連携を強めることで、「杉並区基本構想」の実現に向けた取組を着実かつ速やかに進め、「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けてまちづくりを促進します。

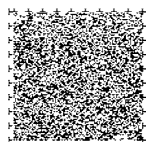
● 災害リスクに対応する安全・安心のまちづくりを推進する

首都直下地震や気候変動に伴う大規模な自然災害に対応し、誰もが安全・安心に暮らし続けることができる環境を築くため、まちのつながり、人のつながりを大切にしながら、ハード・ソフトの両面で災害に強いまちづくりを推進します。区、区民及び事業者を含むこのまちに関わるすべてが主体となり、力を合わせて、安全・安心なまちの将来を築いていきます。

● ゼロカーボンシティ実現の視点からまちづくりを推進する

杉並区は、令和3年（2021年）11月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とするとともに、2030年度温室効果ガス排出量を2000年度比で50%削減するカーボンハーフを目標に設定しました。

ゼロカーボンシティの実現を目指すためには、都市づくりにおいて地球温暖化防止に向けた取組が不可欠です。そのため、道路・交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、グリーンインフラの活用など、CO₂排出量の削減に向けた環境負荷の少ないまちづくりを推進します。





まちづくりの目標

1 将来都市像とまちづくりの目標

(1) 将来都市像

「杉並区基本構想」は、杉並区の将来の姿と、進むべき方向性を描くものであり、区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるものです。また、区が区政を担う責任主体として行政運営を行う際の、すべてのもととなる考え方でもあります。

このようなことから、基本構想において、今後概ね10年程度を展望した「杉並区が目指すまちの姿」としている

みどり豊かな 住まいのみやこ

をまちづくり基本方針の将来都市像とします。

(2) まちづくりの目標



みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち



多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

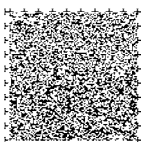


気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

(3) 目標年次

概ね20年後の未来を展望しながらも、新たな基本構想及び総合計画との整合性を図るため、令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

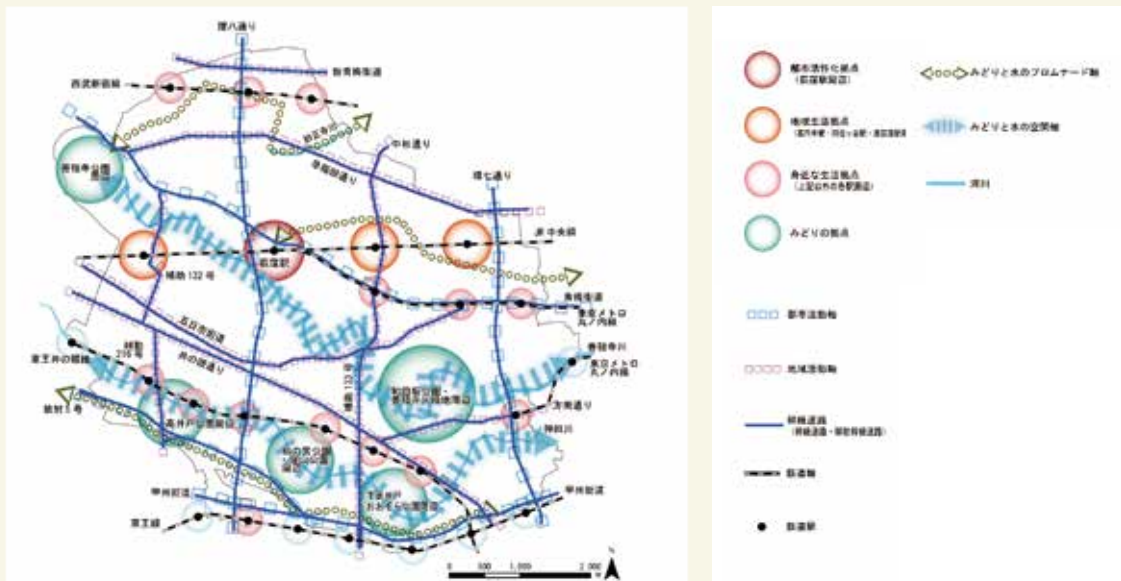
なお、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じてまちづくり基本方針の見直しを行うこととします。



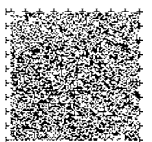
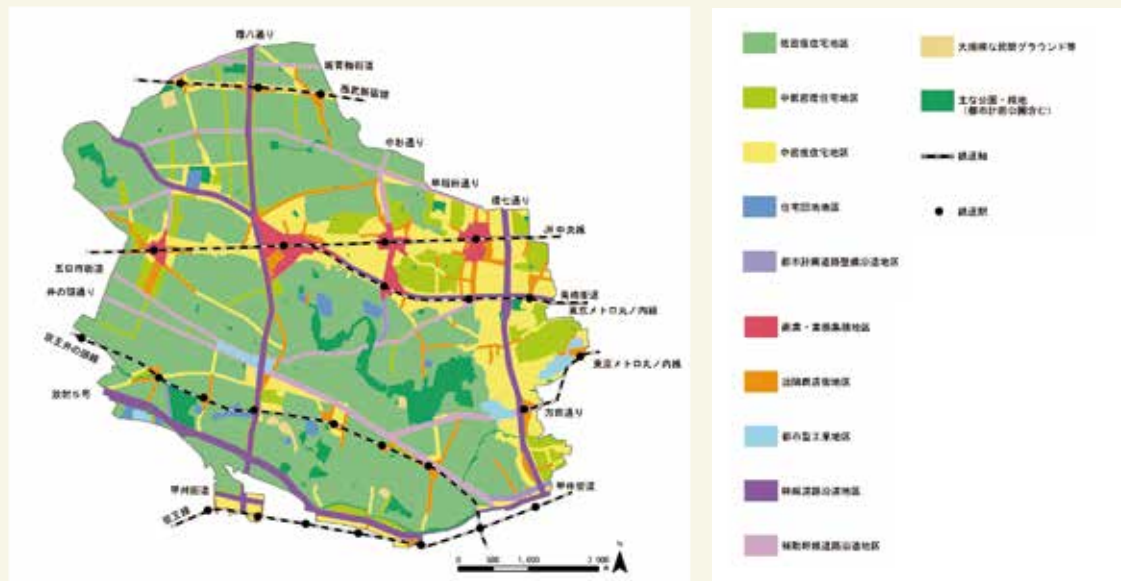
2 まちの骨格

「みどり豊かな 住まいのみやこ」を実現するために、ゼロカーボンの視点を念頭に置き、みどり豊かで質の高い住環境の保全・育成や道路や公園などの基盤整備を進めるとともに、鉄道の駅周辺に多心型の拠点を配置し、利便性が高く、暮らしやすい都市空間を創造します。

将来のまちの骨格図



将来の土地利用



■ 総合方針（分野別方針）

～杉並のまちづくりとゼロカーボンシティ～

(1) 分野横断的なゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくり

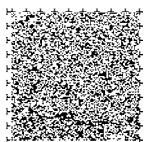
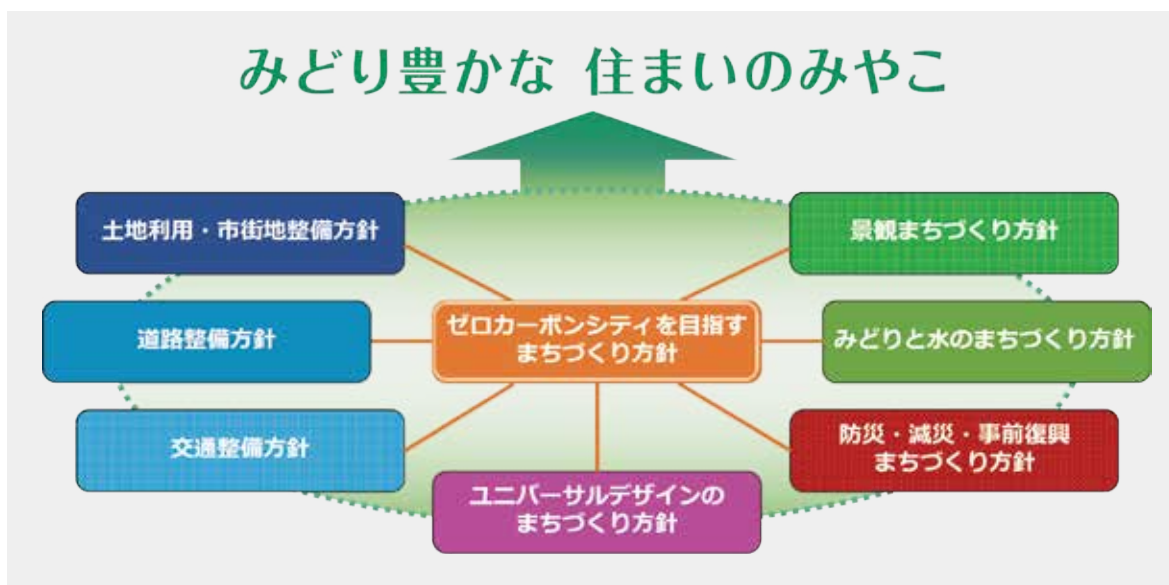
杉並区は、令和3年（2021年）11月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

区では、これまでも地球温暖化防止に資する取組を進めてきましたが、2050年ゼロカーボンシティを実現するには、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」でも示されているように、環境やまちづくり、産業をはじめとした様々な部門において、区民、事業者、行政等が連携して温室効果ガスの排出量を削減する取組を推進することが重要です。

こうしたことから、区全体で地球温暖化対策に取り組むため、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するための「杉並区環境基本計画」を示すほか、今後、区内各部門のCO₂排出量等の実態や削減目標、具体的な取組等を示す、「杉並区地球温暖化対策実行計画」を新たに策定します。これらの環境分野の取組とも連携を図りながら、まちづくり基本方針では、まちづくり部門における、道路・交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、グリーンインフラの活用など、分野横断的に環境負荷の少ないまちづくり、都市構造の実現などの視点を示し、ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくりを強力に推進します。

(2) まちづくり基本方針におけるゼロカーボンシティの実現に向けた考え方について

まちづくり基本方針においては、「基本姿勢」や「改定における基本的な考え方」にゼロカーボンシティの実現に向けた視点を位置付けるとともに、総合方針（分野別方針）の一つとして、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げました。こうした考え方は、土地利用・市街地整備方針や道路整備方針などの他の総合方針（分野別方針）に反映し、各分野の取組と連携しながら「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた取組を進めていきます。



1 土地利用・市街地整備方針

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

土地の利用構成、道路基盤や建物の状況など、地区ごとの特性を踏まえて、国・東京都等と連携して土地利用・市街地整備を推進します。

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

交通拠点である駅及び駅周辺を核として、多様な都市機能の集積を図るとともに、地域ごとの様々な魅力が連携しあう多心型の都市構造の形成を図ります。

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

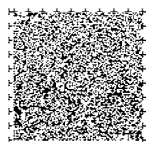
多様な居住ニーズの充足やゆとりある良質な住宅ストックの更新、活用、環境に配慮した住宅づくりなどの住宅施策を体系的・総合的に進めます。また、事業者の積極的な貢献を誘導するなど、良好な住環境の創出を図ります。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

将来にわたって、安全・安心に暮らし続けることができる良好な住環境の保全・形成やオープンスペースの確保を図るため、地区計画などの活用による地区特性に配慮した計画的な土地利用や、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を進めます。また、高精度な三次元基盤情報の整備やオープン化を進めるなど、戦略的・計画的な土地利用を推進します。



土地利用・市街地整備方針の基本的な考え方のイメージ



2 道路整備方針

1 体系的な道路網の整備

都市の骨格となる都市計画道路について、既に事業認可を取得している区間では、住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます。事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討します。あわせて生活道路の段階的・体系的な整備や狭あい道路の拡幅整備を行います。

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

環境負荷の少ない移動手段として徒歩や自転車での移動を促進するため、歩道や自転車通行帯等の整備などによる歩行者と自転車を分離した安全な歩行者空間・自転車走行空間の確保、事業者による歩道状空地の整備など、多様な手法により人にやさしい道づくりを進めます。



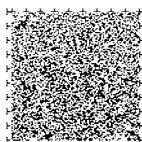
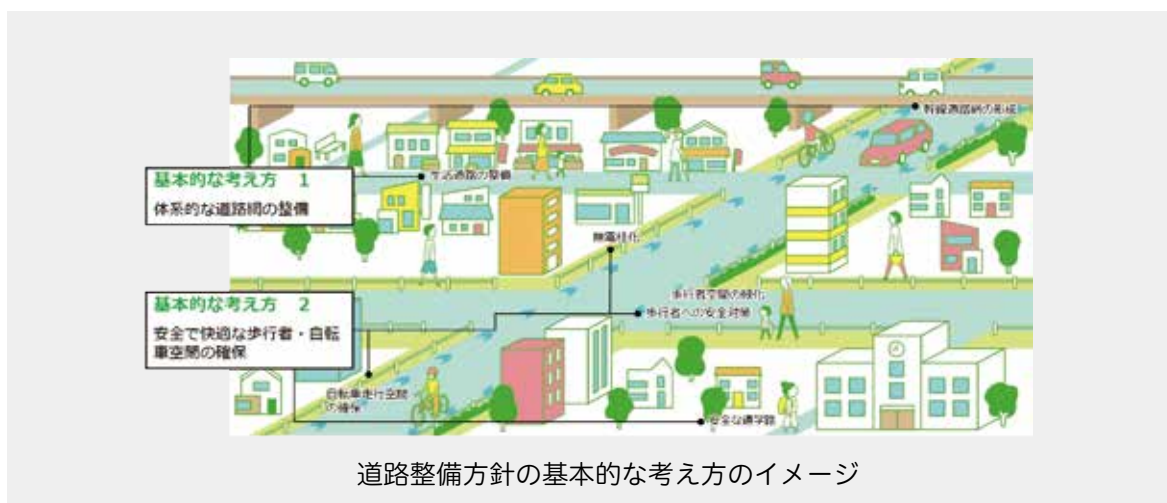
狭あい道路の拡幅前



狭あい道路の拡幅後



自転車ナビライン



3 交通整備方針

1 公共交通の利便性向上

公共交通の利用環境改善や温室効果ガス排出量削減等の観点から、道路と鉄道の立体交差化を進め、踏切の除却や駅前広場機能の確保を図るとともに、バス交通の改善や鉄道新規路線整備の検討などにより、公共交通の利便性向上を図ります。

2 安全で快適な自転車利用の推進

環境負荷の少ない移動手段として自転車利用を促進するため、自転車駐車場の整備や安全な自転車利用ルールの普及とマナーの向上などにより、安全で快適な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービスへの対応

誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成や地球温暖化防止に向けた取組の推進等を図るため、新たなモビリティサービスの活用も視野に入れ、鉄道やバスなどの公共交通と徒歩、自転車とのつながりを高め、シームレスな移動サービスの充実を図ります。



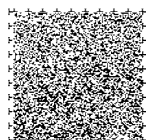
すぎ丸



グリーンスローモビリティ



シェアサイクル



4 ユニバーサルデザインのまちづくり方針

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

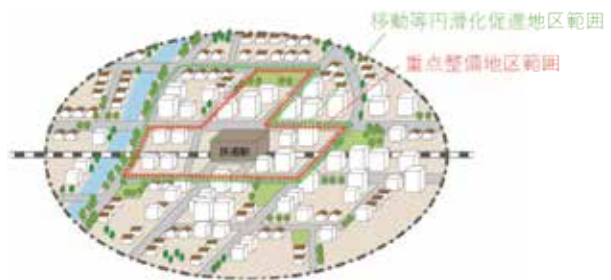
多様な人々が利用する公共施設、建築物、交通機関等について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢や障害の有無、国籍、性別などの違いを超えて、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを進めます。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

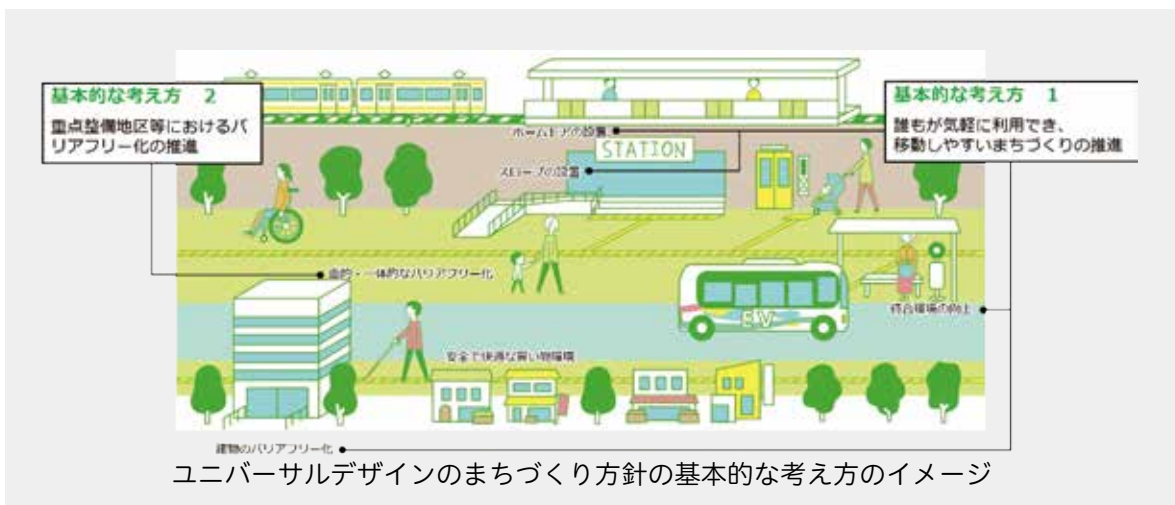
「杉並区バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区等において、交通事業者や民間施設等の管理者、商店会、行政機関など様々な主体の協働により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的・一体的に進めます。



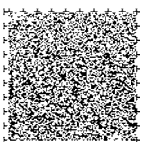
スロープ設置例（中央図書館）



重点整備地区の指定のイメージ



ユニバーサルデザインのまちづくり方針の基本的な考え方のイメージ



5 防災・減災・事前復興まちづくり方針

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

幹線道路や公園などの防災都市基盤の整備を国・東京都等と連携して進めるとともに、木造住宅密集地域等での耐震化・不燃化などの総合的な防災まちづくりを推進します。

2 総合的な治水対策の推進

河川整備や下水道整備を東京都と連携しながら進めるとともに、雨水流出抑制対策や水害時の情報提供などによる総合的な治水対策を推進します。

3 地域の防災対応力の強化

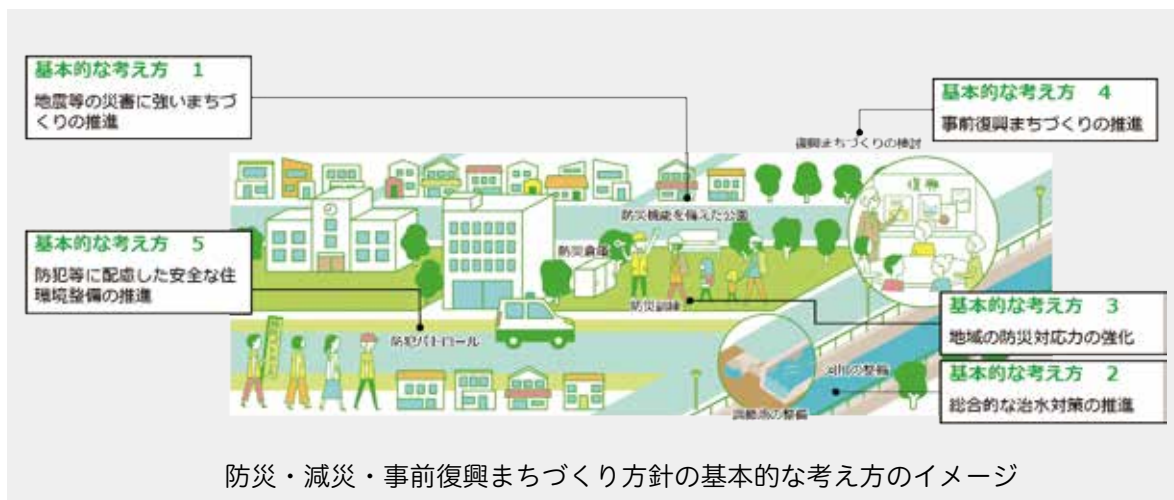
防災拠点となる区立施設の機能強化を進めるとともに、地域の自主的な防災活動や自治体間連携の強化などのソフト面の取組により地域の防災対応力の強化を図ります。

4 事前復興まちづくりの推進

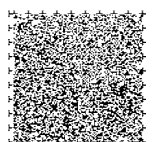
多様な災害に対する複合的なリスクを想定し、平時から倒れにくく、燃えにくいまちづくり、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

まちの美化を図るとともに周囲の目の届かない場所をなくすなど、犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくることや犯罪を未然に防止するため、地域の絆を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。



防災・減災・事前復興まちづくり方針の基本的な考え方のイメージ



6 みどりと水のまちづくり方針

1 公共緑地空間の整備の推進

区立や都立の公園・緑地などの公共緑地空間の整備を都区連携して推進します。

2 私有地などのまとまったみどりの保全

CO₂吸収の視点からも区内のみどりの多くを占める屋敷林や農地などの私有地のみどりの保全対策の強化を図るとともに、市民緑地制度などの活用によりまとまった私有地のみどりの保全を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

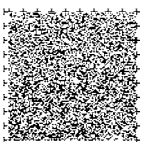
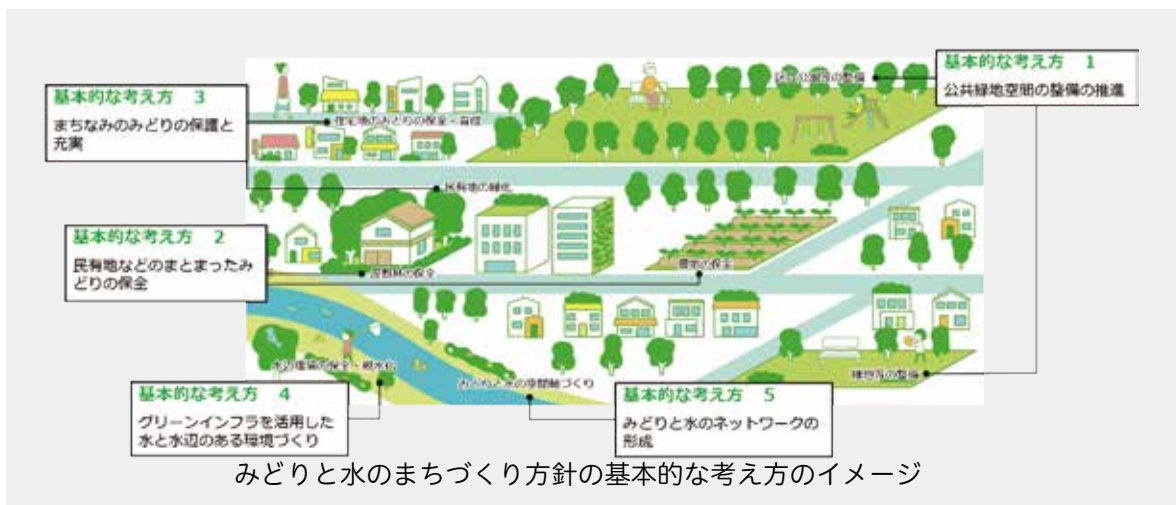
CO₂吸収の視点からも住宅地や商業地など状況に応じたみどりの創出を図るとともに、みどりの保護制度や普及啓発活動によりみどりの育成環境の向上を図ります。

4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

河川においては、生態系の保護や良好な水辺空間を整備するほか、河川沿いの緑化や公園・緑地と一体となった親水護岸の整備など水と親しめる環境づくりを進めます。

5 みどりと水のネットワークの形成

CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成を進めるとともに、拠点をみどりのベルトや河川沿いの遊歩道など連続するみどりと水で結び、みどりと水のネットワークの形成を推進します。



7 景観まちづくり方針

1 杉並らしい景観づくりの推進

景観法に基づく行為の届出制度や景観重要公共施設の指定、景観形成指針の運用、大規模建築物の建築等に係る事前協議などの取組を通じて、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進します。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの保全・育成や区、区民及び事業者の協働による景観づくりを推進するため、他施策との連携を図ります。また、これらの取組を進めるにあたり、広く区民・事業者への普及啓発を図り、良好な景観形成に繋がります。



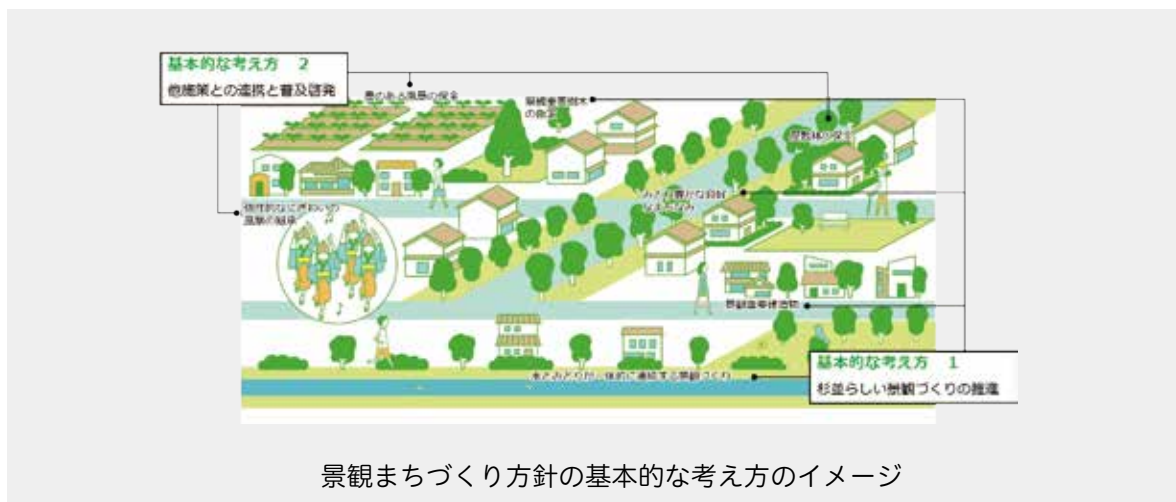
景観重要樹木（ケヤキ）



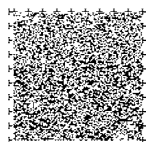
（仮称）荻外荘公園



東京高円寺阿波おどり



景観まちづくり方針の基本的な考え方のイメージ



8 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

1 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

ゼロカーボンシティの実現に向け、都市構造や交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量を削減する取組を推進します。

2 環境施策の推進

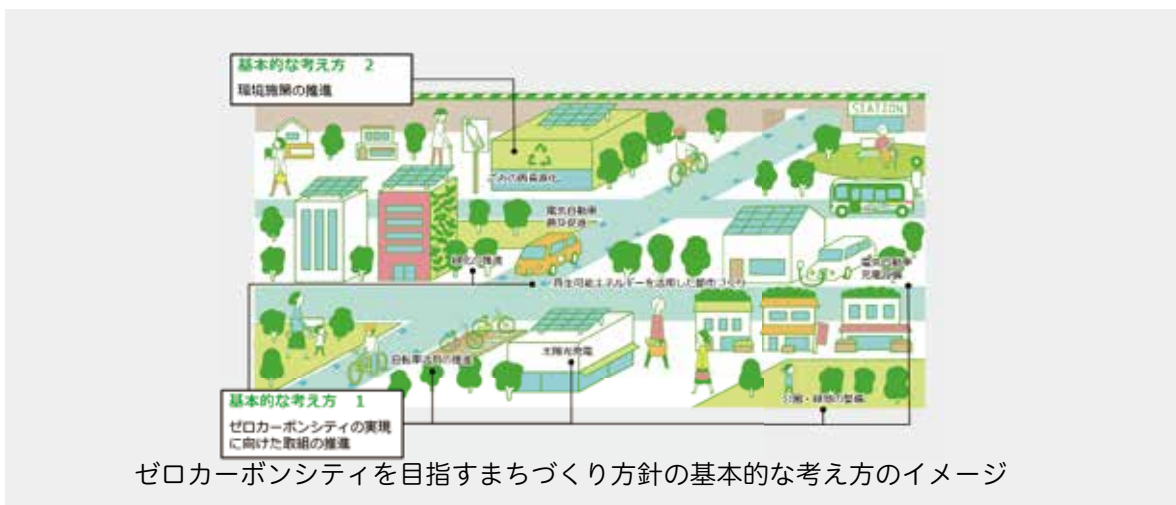
「杉並区環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギー利用及び省エネルギー対策の普及・促進や循環型社会を目指す取組、区民の健康と生活環境を守る取組、みどりの保全・創出などの環境施策を総合的、計画的に推進します。



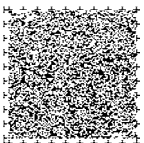
太陽光発電パネル



環境学習の様子



ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針の基本的な考え方のイメージ



地域別方針

地域の区分

杉並区まちづくり基本方針における、総合方針（分野別方針）がまちづくりの主要課題ごとに区全体のまちづくりの方向性を示すのに対し、地域別方針は杉並区の7つの地域ごとに、それぞれの個性を生かしたまちづくりの方向性を示すものとなっています。

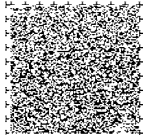
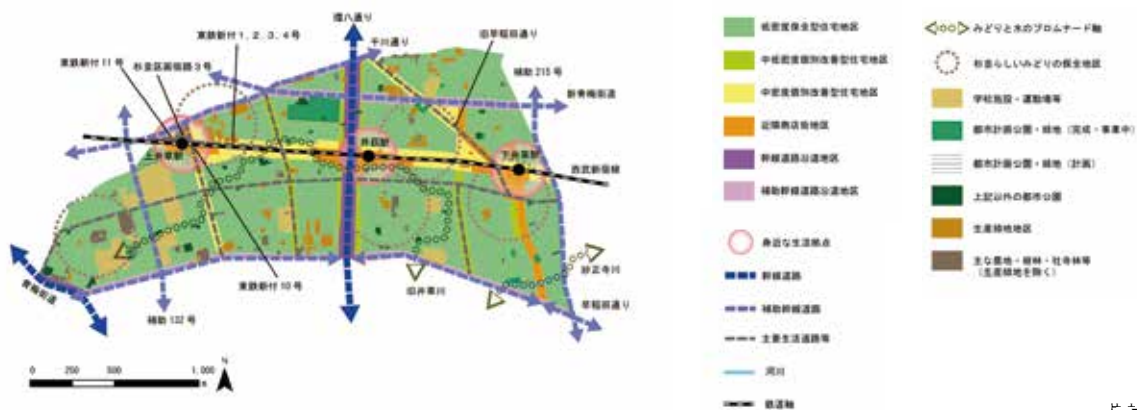


1 井草地域

(1) まちづくりの方向性

- ・良好な街区基盤を生かした低密度住宅地を保全します
- ・西武新宿線の連続立体交差化と駅周辺まちづくりを推進します
- ・環八通り等の沿道型土地利用を推進します
- ・総合的な交通安全対策を推進します
- ・防災拠点となるみどりの核・みどりと水のネットワークの形成を図ります

(2) まちづくり方針図



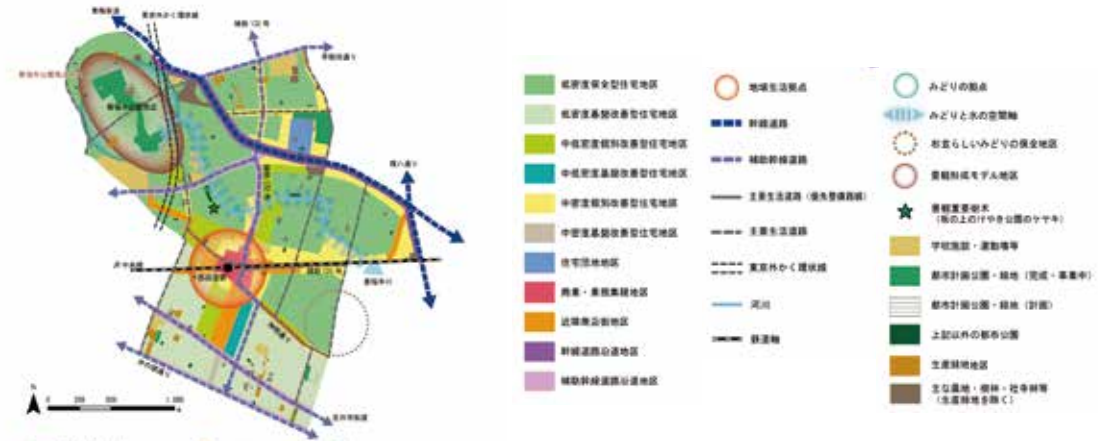
地域別方針

2 西荻地域

(1) まちづくりの方向性

- ・良好な街区基盤を生かした低密度住宅地を保全します
- ・街区基盤の整備による低密度住宅地の形成を図ります
- ・西荻窪駅周辺の地域生活拠点の充実と都市計画道路の整備を図ります
- ・青梅街道等の沿道型土地利用を推進します
- ・善福寺公園周辺のみどりの拠点形成、善福寺川流域のみどりと水の空間軸の形成を図ります

(2) まちづくり方針図

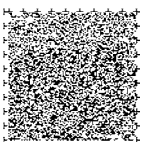
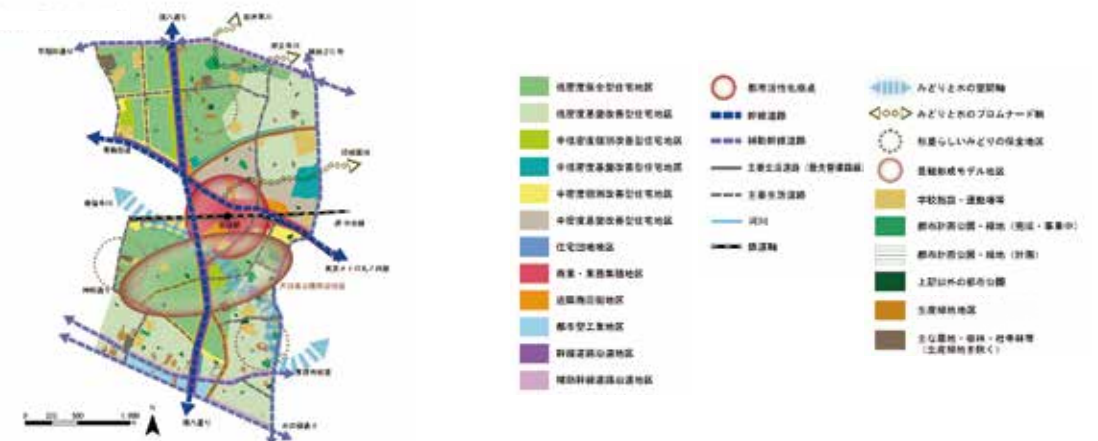


3 荻窪地域

(1) まちづくりの方向性

- ・荻窪駅周辺の都市活性化拠点の形成を図ります
- ・良好な街区基盤を生かした低密度住宅地を保全します
- ・環八通り等の沿道型土地利用を推進します
- ・木造住宅密集地域等の防災まちづくりを推進します
- ・みどりと水のネットワークの形成を図ります

(2) まちづくり方針図

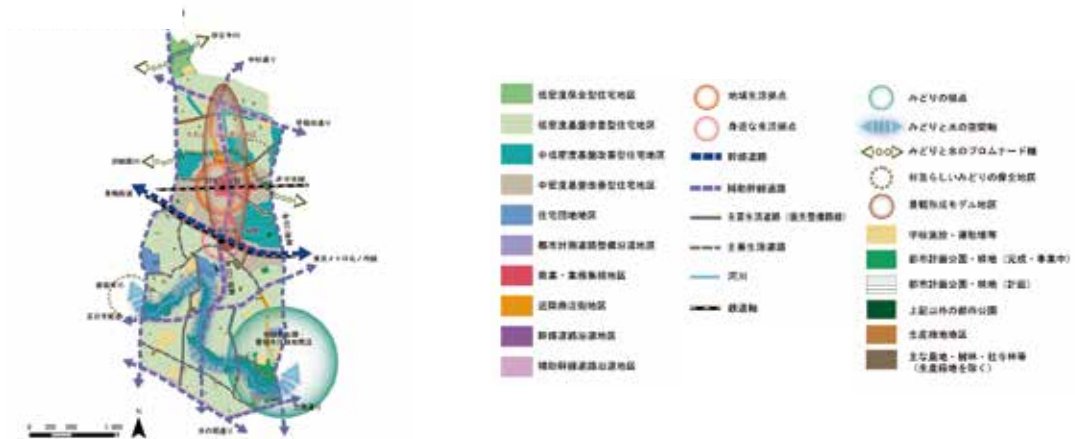


4 阿佐谷地域

(1) まちづくりの方向性

- ・総合的な防災まちづくりを推進します
- ・道路基盤の整備と魅力的な沿道景観の形成を図ります
- ・阿佐ヶ谷駅周辺及び南阿佐ヶ谷駅周辺の一体的な生活拠点の形成を図ります
- ・生活道路網の整備による低密度住宅地の形成を図ります
- ・防災拠点となるみどりの拠点・みどりと水の空間軸の形成を図ります

(2) まちづくり方針図

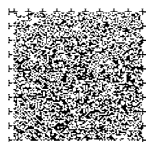
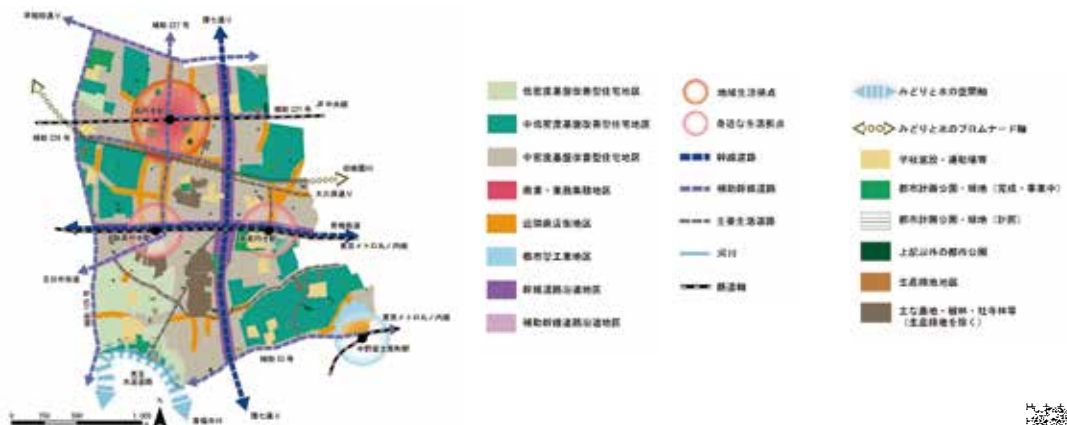


5 高円寺地域

(1) まちづくりの方向性

- ・総合的な防災まちづくりを推進します
- ・高円寺駅周辺の地域生活拠点の形成を図ります
- ・新高円寺駅周辺などの身近な生活拠点等の形成を図ります
- ・歴史的資源を生かしたみどりの核づくりと歩行者空間のネットワーク形成を図ります
- ・みどりと水の空間軸の形成を図ります

(2) まちづくり方針図



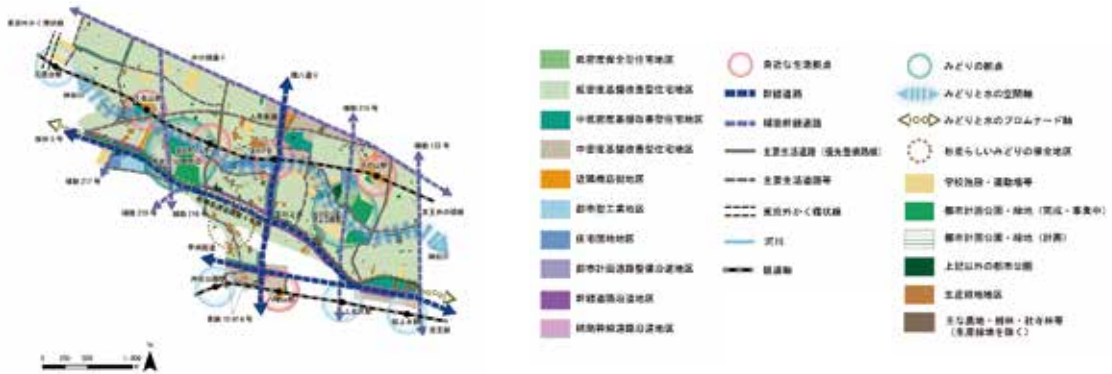
地域別方針

6 高井戸地域

(1) まちづくりの方向性

- ・久我山駅周辺などの多心型拠点の形成を図ります
- ・京王線連続立体交差事業と駅周辺のまちづくりを推進します
- ・幹線道路等の沿道の景観形成を図ります
- ・生活道路網の整備による低密度住宅地の形成を図ります
- ・防災拠点となるみどりの拠点・みどりと水の空間軸の形成を図ります

(2) まちづくり方針図

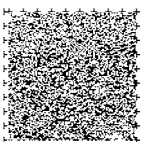
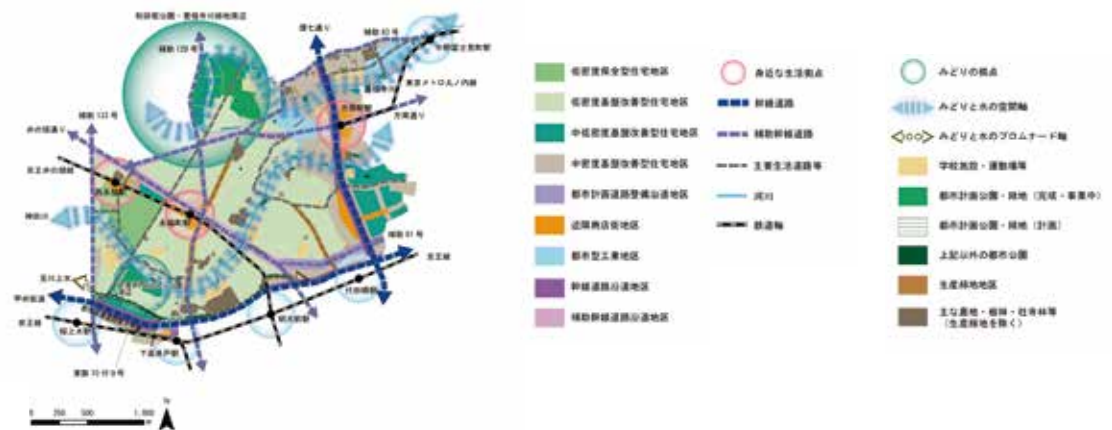


7 方南・和泉地域

(1) まちづくりの方向性

- ・落ち着いた住宅地の保全・形成を図ります
- ・木造住宅密集地域等の防災まちづくりを推進します
- ・方南町駅周辺などの多心型拠点の形成を図ります
- ・京王線連続立体交差事業と駅周辺まちづくりを推進します
- ・防災拠点となるみどりの拠点・みどりと水の空間軸の形成を図ります

(2) まちづくり方針図



まちづくり基本方針の実現に向けて

(1) まちづくりの主体と責務

区民の価値観やライフスタイルの多様化、また、まちづくりを巡る各種技術が進展するなか、まちづくり基本方針に基づきまちづくり事業を進めていく上で、多様な主体が互いの役割を担い、尊重しつつ協力する協働の取組が必要です。

このため、以下の図のように、まちづくりの様々な場面に応じて、区・区民及び事業者の責務を明確化し協力関係を構築していきます。



(2) まちづくりの進め方

杉並区のまちづくりは、「杉並区基本構想」、「杉並区まちづくり条例」及びまちづくり基本方針を基に、個別の地区ごとの計画・ルールや各種事業によって推進していきます。

まちづくりを進めるに当たっては、地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえ、区民相互及び区民と区の合意形成に基づくまちづくりを進めていきます。

(3) まちづくり基本方針の見直し

まちづくり基本方針は、令和12年度（2030年）を目標年次としていますが、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

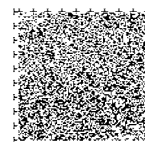
見直しに当たっては、「杉並区自治基本条例」に定められた手続きを行うとともに、「杉並区まちづくり条例」に基づき、アンケート調査や説明会などの区民参加の場を設け、多くの区民と課題を共有し、議論を深めていくなど、対話を大切にしながら取組を進めます。

(4) ゼロカーボンシティの実現に向けた各主体の一層の連携

地球温暖化問題への対応は、超高齢社会の到来に伴う高齢者や子育て世帯が安心して暮らせる環境の整備とともに、今後の大きな課題となっています。そのため、環境に配慮した省エネルギー住宅づくり、再生可能エネルギーの利用促進、既存住宅の省エネルギーに配慮したリノベーションの普及、国産木材の利用や緑化の促進などに取り組めます。

また、自動車への過度な依存を改め、公共交通の整備や自転車利用の促進、安全な歩行空間の整備、MaaSなど新たな技術を活用した交通システムの開発・導入などを進めていきます。

これらの実現には、区民とともに関係する事業者との一層の連携が必要であり、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を関係者と協力しながら推進します。



杉並区まちづくり基本方針 杉並区都市計画マスタープラン(概要版)

令和5年(2023年)9月発行

登録印刷物番号
05-0056

頒価300円

編集・発行 杉並区都市整備部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL(03)3312-2111(代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

この冊子の各ページにはUni-Voice
コードが印刷されています。スマート
フォンのアプリ等を利用して、音声で
掲載内容を聞くことができます。

また、文字数に制限があるため、
本文の記述を一部省略する場合が
あります。なお、位置をわかりやすく
するために、ページの端に切り欠き
を入れています。

